

平成 23 年第 1 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 23 年 3 月 9 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤 ちはる

| | 議 事 |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ただいまの出席議員は、6 名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 1 回更別村議会定例会を開会いたします。(10 時 00 分)</p> <p>村長より招集の挨拶があります。</p> <p>岡出村長</p> |
| 村 長 | <p>本日ここに、平成 23 年第 1 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>平成 22 年度も残すところ 20 日となり、新年度の準備と合わせて、平成 22 年度村づくりの総仕上げに努めているところでございます。</p> <p>中で平成 22 年度に計画をいたしました市街地活性化関連の土地取得に関しましては、やむを得ない事情により残念ながら未執行となってしまっておりますが、その他の事務事業につきましては、ほぼ順調に進めることができおまして、議会並びに村民の皆様方の多大なご協力とご指導に深く感謝をいたしているところでございます。</p> <p>また今定例会は私に与えられました任期の最後となるものでありまして、この 4 年間、多くの貴重なご提言やご意見、更に様々な角度からご質問等を賜り、これらをもとに村づくりが出来ましたことを重ねて御礼を申し上げます。</p> <p>今定例会におきましては、各会計の新年度予算を初め、平成 22 年度各会計補正予算、人事案件、条例等の新規制定や一部改正を含みます合計 22 の案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするものであります。</p> |

よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

議長 村長の挨拶が終わりました。
 ただちに本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、7 番本多さん、1 番赤津さんを指名いたします。

議長 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長 堂場議会運営委員長
 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。

さきに、第 1 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 3 月 2 日午前 10 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 3 月 18 日までの 10 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

議長 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 委員長の報告が終わりました。
 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議長 日程第 3、会期決定の件を議題といたします。
 おはかりいたします。
 本定例会の会期は、本日より 18 日までの 10 日間といたしたいと思えます。
 これにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は 10 日間と決定しました。

議長 日程第 4、諸般の報告をいたします。
 諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承ください。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

総務厚生常任委員長
議長
高橋総務厚生常任委員長
(総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

産業文教常任委員長
議長
松橋産業文教常任委員長。
(産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)

これで常任委員会の報告を終わります。

議長
議長
日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

村
議長
岡出村長

それでは補足説明をさせていただきます。

1点目の平成22年国勢調査の速報についてでございます。

昨年の10月1日を基準といたしました国勢調査の速報値が発表になりました。正式な数値につきましては総務省が本年10月末までに公表することになっております。

更別村の速報値につきましては別紙のとおり平成17年調査より人口で2%増の3,393人、世帯数は7%増の1,274世帯となったところであります。

増加の要因といたしましては、基幹産業の農業安定化の上に社会福祉法人コムニの里の事業展開、あるいはマルハニチロ北日本(株)の事業拡大、子育て対策等が大きな要因と分析しているところでございます。

今後におきましても、いつまでも住み続けたいまちづくりを推進し、定住化策を講じてまいりたいものであります。

2点目、第5期更別村総合計画年度別実施計画、平成23年度から平成25年度の3か年計画であります。

年度別実施計画につきましては毎年ローリング方式にて夢大地さらべつ推進委員会等のご意見をいただいて見直しを行っておりますけれども、この度、3か年計画をまとめたものであります。

内容につきましてはお目通しを願うものでございます。

3点目の第2期更別村ごみ処理基本計画についてであります。

ごみ処理基本計画につきましては、法の定めにより策定が義務

付けられており、前期計画、平成 12 年から平成 22 年度まででございしますが、これに引き続き平成 23 年度から平成 32 年度までの第 2 期 10 か年計画を庁内会議で検討、地域安全コミュニティ村民会議等のご意見をいただきながら別紙のとおり計画を策定したものでございます。

なお、計画内容につきましては、4 点目の更別村住生活基本計画及び更別村公営住宅等長寿命化計画の説明後に上田住民生活課長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

4 点目、更別村住生活基本計画及び更別村公営住宅等長寿命化計画であります。

国におきましては、少子高齢化の進行、家族構成の変化、更には住民ニーズの多様化や環境保全意識の向上から平成 18 年に住宅建設計画法に変えて住生活基本法を制定したところであります。これに基づき、北海道でも北海道らしい住まい作りに向けた北海道住生活基本計画を平成 19 年に策定をいたしているところでございます。こうした背景を踏まえ、更別村おきましても持ち家や民間借家、公営住宅を含む更別村住生活基本計画を公営住宅について築後 30 年以上経過の老朽住宅の建て替えや長寿命化を図り、コストの低減を図るための更別村公営住宅等長寿命化計画を住民アンケートやパブリックコメントの実施、村住宅委員会の意見をいただいて別紙のとおり策定したものであります。

なお計画の内容につきましては計画の段階ではございましたけれども、説明をいたしておりますので内容説明は省略をさせていただきます。

以上、私からの口頭説明といたしますが、ごみ処理基本計画について、上田住民生活課長から行います。

議 長

よろしくお願い申し上げます。

住民生活課長

上田住民生活課長
(第 2 期更別村ごみ処理基本計画 (平成 23 年度～平成 32 年度) について説明を行った。)

議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。
ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長

日程第 6、教育行政報告を行います。
教育行政報告は文書で配布されております。
これで教育長からの教育行政報告を終わります。
ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長 日程第 7、諮問案第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。
 推薦内容の説明を求めます。
 岡出村長

村 長 諮問案第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。
 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。
 意見を求めようとする方は、北海道河西郡更別村字上更別南 12 線 112 番地 2、及川民子さん、昭和 24 年 1 月 2 日生まれであります。任期は本年 7 月 1 日からの 3 年間であります。
 平成 11 年から 22 年間にわたって同委員を務めていただきました本多俊江氏の後任委員としてお願いをするものであります。
 本多氏には長年にわたって人権擁護にご尽力をいただきましたことを心から感謝を申し上げる次第でございます。
 以上、提案説明とさせていただきます。
 ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。
 (ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 本案は人事案件でありますので討論を省略いたします。
 これから諮問案第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決いたします。
 原案によるものを適任と認めることにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、原案によるものを適任者と認め、推薦に同意することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 19 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 岡出村長

村 長 議案第 19 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。
 更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいの

で、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求めようとする方は、更別村字上更別南 15 線 73 番地 2、富士野耕一氏、昭和 25 年 6 月 3 日生まれでございます。任期は 3 年間であります。

同氏には、平成 17 年 3 月 20 日より同委員を務めていただいておりますが、再任をお願いするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので討論を省略いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第 19 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議 長 日程第 9、議案第 20 号、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 20 号、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定の件であります。

更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしましては、十勝圏への人口定住施策として進めている定住自立圏形成協定の締結等にあたり、国の定住自立圏構想推進要綱で定めている議会の議決を得るため、この条例を制定しようとするものであります。

2 の要旨であります。定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃

止を求める旨の通告は、議会の議決すべき事件とするというものでございます。

次のページをお願い申し上げます。

制定条例の本文でございますが、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例第1条、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告は、議会の議決すべき事件とするということでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというようにしてございます。

なお、別添の議案資料といたしまして、定住自立圏構想の概要及び想定スケジュールにつきましては、ご参照賜りたいと存じます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

7番本多議員

議長動議。

議 長

7番 本多さん

7番本多議員

ただいま、議題となっております、議案第20号、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。

(賛成の声あり)

議 長

ただいま、7番本多さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。

おはかりいたします。

議案第20号、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。

| | | |
|---|---|--|
| | | これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。 したがって、議案第 20 号、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。 |
| 議 | 長 | 日程第 10、議案第 21 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長 |
| 村 | 長 | 議案第 21 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。 理由といたしましては、新年度 4 月からの中札内村及び更別村指導主事共同設置に伴い、指導主事職員の職務の職名を指導主幹とすることから、この条例を制定するものであります。 要旨といたしましては、(1) 別表第 2 職務分類表の 4 級及び 5 級の職務の内容欄中「指導主幹」を加えるというものであります。また、(2) 別表第 3 教育委員会の区分職の主幹職欄中、「指導主幹」を加えるというものでございます。 次のページが改正条例の本文でございますが、現行、改正後と対照表を載せてございます。アンダーラインを引いてある所が改正する条文でございます。改正後を見ていただきますと別表第 2 の 4 級の所で、(1) 主幹の次に指導主幹を加えるということがあります。また、別表第 3 では、機関の教育委員会の欄、区分の欄でございますが、主幹の次に指導主幹を加えるということがございます。 次のページをお願い申し上げます。 附則といたしまして、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行するというようにいたしております。 以上、提案説明といたします。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。 |
| 議 | 長 | 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり) |
| 議 | 長 | 質疑なしと認めます。 |

議 長
議 長
議 長
村 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 21 号、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 22 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

議案第 22 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1、理由といたしましては、健康保険法施行令の改正に伴う出産育児一時金の見直しを行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2 の趣旨でございますが、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間、経過措置により引き上げられた出産育児一時金の支給額 390,000 円について、条例本文を改正することにより平成 23 年 4 月以降も継続するものであります。

次のページをお願い申し上げます。

改正条例の本文でございます。

改正後と現行を載せてございますが、出産育児一時金につきましては現行 8 条で 350,000 円としてございますが、附則の 3、被保険者又は被保険者であった者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中 350,000 円とあるのは、390,000 円とするという経過措置が付則で設けられておりましたけれども、これを改正後では 8 条の本文の中に 390,000 円とするということでございます。従って、付則でうたいこみをしてございましたものを正式に条例の本文の中に入れるということでもあります。

付則といたしましては、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 の適用でございますが、施行日以前に出産した被保険者に係る更別村国民健康保険条例第 8 条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例によるということにしております。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 22 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 この際、暫時休憩いたします。(10 時 45 分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 00 分)

議 長 休憩中に高橋総務厚生常任委員長より先程の所管事務調査の報告報告の内容について修正を求められましたので発言を許します。

高橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

先程の所管事務調査の報告の中で 2 点程誤りがございましたので訂正いたします。①の中で平成 22 年度とあるのは平成 23 年度、平成 23 年度とあるのは平成 24 年度の間違いですので訂正をお願いいたします。

それから③の中で民説の説が説明の説になっておりますので設備の設でありますので、それぞれ修正をお願いしたいと思います。

議 長 この際、関連がありますので、日程第 12、議案第 23 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件と日程第 13、議案第 24 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件の 2 件を

村 長

一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

まず議案第 23 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件であります。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更するものであります。

理由といたしましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に新規の団体が加入することになり、規約の一部変更について協議の申出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

2 の要旨であります。 (1) 組合規約別表第 1 に新規加入団体である広域紋別病院企業団を加えるものであります。

次のページが改正条例の本文であります。 現行と改正後とを載せてございますが、改正後で説明いたしますと、富良野広域連合の次に広域紋別病院企業団を加えるということでございます。

付則といたしまして、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するというようにしてございます。

続いて議案第 24 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件でございます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。

理由といたしましては、北海道市町村総合事務組合に新規の団体が加入することになり、規約の一部変更について協議の申出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2 の要旨につきましては、議案第 23 号と同じ内容でございます。

次のページが改正条例の本文でございますが、それぞれ改正後において、広域紋別病院企業団を加える改正内容となっております。

次のページをお願い申し上げます。

付則につきましても議案第 23 号と同じ理由となっておりますのでご参照いただきたいと思います。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これからこれから議案第 23 号及び

議案第 24 号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから議案第 23 号及び議案第 24 号に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから議案第 23 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件及び議案第 24 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を一括して採決いたします。

議案第 23 号及び議案第 24 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、したがって、議案第 23 号及び議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

議長 この際、関連がありますので、日程第 14、議案第 25 号、村道路線廃止の件と日程第 15、議案第 26 号村道路線認定の件の 2 件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長
まず議案第 25 号、村道路線廃止の件であります。
道路法第 10 条第 3 項の規定に基づき、次の村道の路線を廃止するものであります。
廃止しようとする路線であります。番号 109、路線名、南 1 線、起点、更別村字更南 7 番地 3 地先 (東 1 号)、終点、更別村字更別南 1 線 91 番地 51 地先 (道道更別停車場線)、延長、7934.07m、主たる経過地、更南区、更別区であります。
理由といたしましては、道道昇格に伴う認定変更に関し、村道の廃止が生じたため、議会の議決を求めるものであります。
続きまして、議案第 26 号、村道路線認定の件であります。
道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の村道の路線を認定するものであります。
認定しようとする路線につきましては、番号 109、路線名、南 1 線、起点、更別村字更南 7 番地 3 地先 (東 1 号)、終点、更別村字更別南 1 線 83 番地 4 地先 (道道駒島更別線)、延長、7227.08m、

主たる経過地、更南区、更別区であります。

次に、番号 259、路線名、東 14 号戊、起点、更別村字更別南 1 線 84 番地 1 地先（東 14 線甲）、終点、更別村字更別南 1 線 84 番地 1 地先（東 14 線甲）、延長、647.21m、主たる経過地、更別区であります。

理由といたしましては、道道昇格に伴う認定変更及び高規格幹線道路中札内大樹道路工事の施工に伴い路線変更になる付替道路を認定するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、本件につきましては議案資料を提出しております。

これにつきましてはご参照賜りたいと存じます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これからこれから議案第 25 号及び議案第 26 号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（ありませんの声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第 25 号及び議案第 26 号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（原案賛成の声あり）

議長 これで討論を終わります。

これから議案第 25 号、村道路線廃止の件及び議案第 26 号、村道路線認定の件を一括して採決いたします。

議案第 25 号及び議案第 26 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号及び議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 16、議案第 27 号、区域外の公の施設の利用に関する協議の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第 27 号、区域外の公の施設の利用に関する協議の件でございます。

大樹町の公の施設である南十勝こども発達支援センターの更別村住民利用について、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定によ

り、大樹町と協議するため、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、大樹町の公の施設である南十勝こども発達支援センターの本村住民の利用に関し、協議するため、議決を求めるものであります。

2 の要旨でございますが、(1) 施設の名称、南十勝こども発達支援センター、(2) 施設の場所、広尾郡大樹町栄通 56 番地、(3) 施設の利用目的、心身やことばの発達に遅れのある子ども及びその発達に心配のある子ども並びにその家族に対し、指導、支援、相談等を行う。(4) 施設の利用手続及び使用料、大樹町の児童が利用する場合と同様とする。(5) 施設の管理運営方法及び管理運営に係る費用負担、施設を利用する関係町村、中札内村、更別村、幕別町、広尾町及び大樹町の協議により決定するということにしてございます。

なお、本件について説明を加えさせていただきますと、現在の南十勝こども発達支援センターにつきましては、昭和 62 年に大樹小学校に言語治療教室として開設され、その教室に南十勝の各町村の子供達も通所を認めていただき、南十勝ことばの教室として運営されたのが始まりであります。

平成 12 年には通所者の増加等から旧大樹町保育所に改築移転し、平成 19 年には名称を南十勝こども発達支援センターに改めております。近年更に通所者の増加と施設の老朽化から施設の再整備が喫緊の要事となっておりますところ、平成 22 年度に北海道の補助を受け構成町村応分の負担によって大樹町老人福祉センターの一部を大規模改修し、移転となったところであります。

当該施設のこれまでの運営につきましては 5 町村による管理運営に関する協定を結び、各町村の負担によって運営をしておりますが、大規模な施設の改修を機に法の定めるところにより基本事項については議会の議決を経た上で運営を行おうとするものであります。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

6 番松橋議員

議長動議。

議 長

6 番 松橋さん

6 番松橋議員

ただいま、議題となっております、議案第 27 号、区域外の公の

施設の利用に関する協議の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。

(賛成の声あり)

議長 ただいま、6 番松橋さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。したがって本動議をただちに議題として採決いたします。おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。おはかりいたします。

議案第 27 号、区域外の公の施設の利用に関する協議の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号、区域外の公の施設の利用に関する協議の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議長 日程第 17、議案第 28 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算(第 5 号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第 28 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算(第 5 号)の件でございます。

平成 22 年度更別村一般会計補正予算(第 5 号)は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 197,745 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,221,602 千円とするものであります。

第 2 項以下につきましては、お目通しを願うものであります。

今回の補正の主なものといたしましては、事務事業の執行残に係るものの補正と、特に歳入に関しましては、村税並びに地方交付税や各種交付金、国、道補助金等の確定による補正を行うもの

でございます。また本年度からの過疎対策といたしまして、過疎対策債の対象事業にソフト事業が加わりまして更別農業高校に対する特別支援費、子ども医療費無料化の経費、診療所の医師確保に関する経費がソフト事業の対象と認められまして、これら経費を過疎債として借り入れする関係の補正をさせていただくものであります。更に新規事業といたしまして、道との協議の中で有利な補助金や過疎債を活用し、カントリーパーク改修事業を前倒しして実施するほか、歳入歳出のバランスから基金の繰入調整を行うとともに、後年次の財政運営を考えまして各種基金の積み増しを行う等が主な内容としております。

なお、詳細につきましては、江本副村長に補足説明をいただきます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議 長
副 村 長

江本副村長
(議案第 28 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算 (第 5 号)の件について、補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4 番堂場議員

4 番 堂場さん

49 ページ、農業生産推進対策事業の土づくり推進事業助成金 10,000 千円やっていますが、これは春先の関係で 7,220 千円戻るといふことか。

10,000 千円まるまるどうであつても出しているのですか。

議 長
産業課長

五十嵐産業課長

初めから 10,000 千円出しているわけではなくて実績に応じて出しています。

1 立米 500 円で助成してしまつて、実際、農家に売り渡した実績をもって補助金を出しております。

今年は 5,560 立米を売り渡したということで、それに対する実績に基づいて補助金を交付するということで余つた分を減額させていただきました。

議 長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

どういふ結果で出てくるのかなと思つたのです。

去年、大雨でヘドロになつたことも承知していますし、農家が使えなくて一部の関係ないところに振つたことも知つてはいますが、僕は硬直化していると思つても、結局それしか考へないから、土づくり、例えば緑肥でも購入堆肥でもし僕が行政と

J Aとお話があれば色々な方向で使えたのではないかと思っただけです。堆肥が駄目だったから使いませんよ、戻してもらいますよという考え方がどうも行政の考え方だと思うのですけれども、その途中で駄目になったことはわかっていたのですから、その辺でJ Aや組合員と話をして他の方法というのは行政では考えられないのですか。

議長
産業課長

五十嵐産業課長

現在は土づくり推進事業という事業名でございますけれども、その具体的なものは堆肥の購入助成ということで、先程ご説明しました1立米あたり500円ということでやっていました。これは個々の助成事業なものですから大枠10,000千円何でも使っているということではなく、皆さんで議論していただいて土づくり、堆肥の助成ということで実績で補助申請を上げてもらって出すという形をとっています。過去には色々な緑肥だとか色々な細かく助成、個々について上がってきたものをやっていたのですけれども、17年くらいから一本化して土づくりについてはその堆肥投入に対して助成しようということでやってきていますので具体的にこれについて助成するというところで予算化しているところであります。

議長
6番松橋議員

6番 松橋さん

意味はわかっています。

1,000立米が限度だということも組合員さんも知っています。

そこのおそらく製品化にならない時の限度が来た時に、あのヘドロ状態になって機械も入らなくなった時にどうするのかなと気にしていたのです。

今年は土づくりの堆肥事業はもう終わりだなという結果に出るのは、7,220千円という数字を見たのは初めてですけれども、せっかく行政が10,000千円も、これがあれだけの干ばつの影響で更別村は全道でもビートが1位ですよ、あまりにも被害が少なかったですよという成果が出ていたのですから、これで1年間お休みになったのでしょうか。だから硬直化していないか。そこで生産者なりの代表であるJ Aと話をして、今年は堆肥が駄目ですから他の方法でどうですかとお話が出来なかったのかと聞いているのです。

それが硬直化と言っているのです。

議長
副 村 長

江本副村長

堆肥の助成につきましては長年10,000千円ということでやってきておりますし、その補助の趣旨、目的からやっております。

農協から正式に話があったのはちょっと遅れてきましたが、内容的には色々とそういう噂は聞いておりましたけれども、農協として正式に 10,000 千円に変わる他のメニューとか、そういったものは一切ございませんでした。行政もそういった話をしながら動けば良かったのでしょうかけれども、今のあれからいくと補助の目的とか趣旨に沿ってやっているものでございまして、長年 10,000 千円ということで村として単独で補助してやってきておりますので、それを一気に他のメニュー、デントコーンとか牧草とか、他のメニューもやっておりますので、そういうことにはなかなか対応が厳しいかなということで理解しております。今後、これから地球温暖化によって大雨とかそういったものも当然発生してくるでしょうし、今回のことを教訓に新たな方策が見つけられるのかどうか検討していきたいと思っております。

議長
4 番 堂場議員

4 番 堂場さん

41 ページ、(4) 給食業務経費の中で 1,315 千円残になっていません。

足りなくなるのは当たり前で、余るといのがちょっと変なので、この中身を教えてください。

議長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

給食業務経費としまして、1,315 千円減額させていただいておりますが、大きくは賃金で 533 千円、需用費の給食賄材料の経費として 782 千円減額しているところではありますが、賃金の関係につきましては当初、嘱託調理員の賃金、また嘱託栄養士の賃金、また調理員栄養士の代替と言いますか、臨時的な賃金ということで合計 11,508 千円程の予算を見ているところではありますが、今までの実績、残りの月数の今後の見込みを加味して最終的にはそれぞれのトータルが 10,975 千円程度ということでおさえて、今回減額補正をさせていただいたところです。実績及び見込みに応じて減額ということでございます。

また給食の材料費につきましては、給食の提供、大きくは生活支援ハウスの入居者分、3 食 365 日、また診療所の入院患者分としまして 3 食 365 日分、その他、一部の事業、介護予防教室等の利用に際しての食事代ということで当初見ているわけでございます。材料費として、それが当初では 30,984 千円という材料費を見込んでいるわけでございますが、今回、実績と今後の見通しということでそれぞれ合わせて 30,035 千円ということでございます。

その分を差し引いて今回補正をさせていただいております。

議長

4 番 堂場さん

4 番堂場議員 最近、材料は上がるから余るのは変だなと思ったから聞いたので、職員の人数が減ったのかなと思って聞いたのだけど、職員は臨時職員も嘱託職員もそのまま人数が変わらないということだけちょっと確認したいので、詳しい説明は何もありません。

議 長 真鍋保健福祉課長
 保健福祉課長 変わっておりません。

議 長 昼食のため暫時休憩いたします。 (12 時 05 分)
 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (13 時 30 分)
 議 長 休憩中に真鍋保健福祉課長より先程の福祉の里総合センター費の給食業務経費に係る説明の修正を求められましたので発言を許します。

保健福祉課長 真鍋保健福祉課長
 訂正させていただきます。
 先程、給食賄材料費の当初と補正後の金額をご説明申し上げましたが、訂正させていただきます。当初の金額、7,746 千円、補正後の金額、6,964 千円ということで、今回の補正は 782 千円の減額ということでございます。

議 長 質疑を続けます。
 1 番 赤津さん

1 番赤津議員 2 点ばかり聞きたいと思います。
 備荒資金について、いつもそういう話をするのですが、備荒資金というのは言っているとおり地震や災害なんかに町村が借りるという資金なのです。ところが夕張がパンクした時に赤平が財政補てんで備荒資金を使わせてくれということで入ったのです。私が言いたいのは備荒資金というのはそういう意味で、そんなに普通の状態と違いますので、どちらかというグレー的な基金というか、一般的な資金とは違うと思うのです。ですから、更別村も確か 21 年度には 3 億円程度備荒資金があります。ですから道内ほとんどの町村を調べてみているのですけれども 50,000 千円程度から 200,000 千円位が大体で、更別村は決して少ない方ではありません。それだけあるのになぜ 100,000 千円という金額をここで資金にまわすのか。その根拠、理由をまず聞きたいと思います。

議 長 江本副村長
 副 村 長 今回、歳入歳出を調整して備荒資金に 100,000 千円ということで、残高はいいのですが、超過納付と普通納付と 2 つの納付金がありまして、超過納付については取り崩しが容易に出来るということで聞いております。運用利息も 21 年度末で 0.9%と非常に高いということでございます。そういうことで運用の取り崩しが

来て、なおかつ利率が高いということで普通納付につきましては115,164千円程あるのですが、超過分が226,000千円程あります。超過納付につきましては災害時でなくても取り崩しが可能ということになっておりますので、今回色々と検討した結果、100,000千円を積む、そして運用の利息も高いということで今回積み立てていくものであります。また基金につきましては、他の基金も10本位あるのですが、この備荒資金についてはあくまでも決算上では基金とは違いまして、そういう意味でやっていきたいということで積み増ししました。

議 長
1 番赤津議員

1 番 赤津さん

説明によると利率が高い、運用が出来るということで実際問題、今までに更別村が借りたことも多分ないだろうし、ほとんど利用しているところからよっぽど財政の悪いところは別として、今までは赤平ぐらいがあのに時に借りてそういう数字を保つためにやったのだけれども、僕は備荒資金というのは大事な資金ですけれども、その他になっているのですから、むしろこういうお金を億単位のお金だから私は1発で100,000千円のお金が備荒資金にあれするというのはちょっと納得出来ないのです。あまりにも基金がありすぎてバランスが合わなくて何かがあるというのだったらわかるのだけれども、普通は備荒資金に一発でこれだけの金額が行くということは私なりに納得出来ないものですから、出来るのであれば見直しというか、そういうこともあってしかるべきではないかと思えます。その答弁についてはまとめて下さい。

それともう1つ、このカントリーパーク40,000千円計上されていますが、随分高い。坪800千円。5棟で。だから800千円というのは一般住宅を建てることを考えると備品が入っているのか、いないのか。その辺も含めて説明をお願いします。

議 長
副 村 長

江本副村長

備荒資金については、ご指摘のとおりその他の運用ということになっています。1番基金を更別村におきましては今年度末で4,000,000千円近くになります。かなり超低金利でありますので、前までは国債運用とかを凶っていましたがけれども、より備荒資金の利子にあたる配分金は約1%の利子がつくということで非常に大きいということで積み増ししたわけであります。基金も4,000,000千円ありますけれども、今の中では指定金融機関の農協に公金の運用委員会というのが庁内的にありまして、より安全なということで指定金融機関の2年定期をメインにして運用しております。備荒資金組合の組織というのは全道各町村が組合を作っ

て参加しておりまして夕張みたいになった時に備荒資金を取り崩してということで前回見直しをされて夕張みたいになった場合は取り崩しが出来るということで改正されております。更別村におきましては基金も 4,000,000 千円ございますし、備荒資金に即手をつけるということは今のところないものかなと思っております。ただ今後、国の財政も非常に借金が多くてここ 2、3 年の雰囲気ではどういうふうになるかわかりませんが、当分は基金もございますので備荒資金を運用してでもやっていけるのかなと考えているところでございます。

それとコテージにつきましては坪 800 千円ということでございますけれども備品も入ってございます。入っているのが応接セットと電子レンジ、冷蔵庫等を工事の中でやってもらうということでございます。色々と坪数が小さいものですから、どうしても割高になりますし、下水道とか給排水工事も全部含めての工事となっておりますので、それと道産材を使っていくということが道補助のひとつの採択要件になっておりますので、どうしても道産材を使うということは多少割高になっておりますので、その辺、設計の中で十分予算として組んでおりますので赤津議員が言われたことについても十分配慮しながら設計の中で対応していきたいと思っております。

議長
1 番赤津議員

1 番 赤津さん

坪 800 千円というのはこの説明書を見る限りだと高い。今初めて説明してくれたので備品も入るのだなということで納得出来ませんが、いずれにしてもこれで見ると、そういうふうに見たということなので、その辺も今後説明不足という意味ではあったと思っております。

それから備荒資金についても、あまりそういうのを運用しないで普通の方に積んで新しい名目で作るなら基金の積み立てをやっても良いと思う。その辺は検討しながらあまり備荒資金には下手なことすると備荒資金が目的外になったらパンクしてしまう可能性が多分にあります。皆が借りるようになると 2 倍まで借りられるから。そんなことで致し方ないと思っております。

別件で 1 つ。病院の過疎債 39,000 千円つくというのは、確認ですけれども、今回だけなのか、過疎債の制度がある限り毎年継続的に使えるのか。

議長
村長

岡出村長

備荒資金のことでございますけれども、備荒資金を取り崩すのは災害発生の時以外は取り崩さないという形で全道で率を定めて

また余力のあるところは積み増しを行って全道規模で災害に備えようという資金であります。特に財政破綻したところについては特例的に今回認めたということでもありますので大規模災害に備えるということでもありますのでご理解をお願いしたいと思います。今年各町村で大きな災害が発生してございますので、全町村で積み増しを行っているところであります。それから過疎債につきましては平成22年から6年間延長が認められまして、その中で更別村の場合はソフト事業の枠として54,600千円の規模でソフト事業が借りられるということでもあります。そのメニューについてはお互いに国と検討してきたわけでありまして、今回診療所の医師確保のための費用、高等学校の特別支援、少子化に対する経費がこれに該当するということになりまして借り入れ出来ることになりました。過疎対策町村は6年間指定されておりますので6年間はこの率で借りていけるのではないかと考えております。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

土木費の57ページの耐震改修促進事業がございまして、これは今年0件ということだったのですけれども、これに該当する戸数というのはどれくらいあるのか。

議 長
副 村 長

江本副村長

補助制度を持ってございますけれども今年ございません。昨年度もありません。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

村内で該当する住宅があるかと思いますが、該当する戸数はどれくらいあるのか。

議 長
建設水道課長

三品建設水道課長

対象戸数は昭和56年以前に建てたのが耐震の該当する対象になるということなので、今のところ戸数については把握しておりません。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

大分あるとは思いますが、今回0件だったということは行政懇談会とか広報等で住民に周知はしていると思うのですけれども、もうちょっと説明の仕方、というか、国からも国庫補助金で来ていると思うのですけれども、0件で予算が使われなかったということは村の説明の仕方というか周知の仕方が悪かったのか、その辺についてはどのように考えているのか。また来年も同じような数字で予算立てされておりますので、考え方がおかしいのかなというふうに思うのですけれども。

議 長
副 村 長

江本副村長

これにつきましては昭和 56 年 4 月 1 日以前に建てられた住宅が対象になるということでございます。これも今まで実績は 0 でございまして、5 年間の補助制度ということで要綱を制定しているものですから、新年度もそういう予算も計上しているところでございます。ピーアールにつきましては、広報等に 1 回載せておりますし、今後、パンフレットと言いますかチラシを考えていかなければならないかなということで今考えております。帯広市なんかを見ますと細かい小冊子を作ってピーアールをしているということでございます。なお、更別村の住宅の件数については昭和 56 年 4 月 1 日となるとちょうど 30 年経っているということで診断するくらいならリフォームの補助金も出てきておりますので、そういったものも出てくるので耐震診断、耐震の補助制度だけではなかなか時代にそぐわなくなってきたということで、内部的に検討しております今後ともピーアールについてよりいっそう努めてまいりたいと思っております。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 28 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 5 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 18、議案第 29 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 29 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の件でございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,218 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 566,390 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳

出それぞれ 2,498 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 417,340 千円とするものでございます。

第 2 項以下、お目通しを願うものでございます。

事業勘定の歳出から説明を申し上げます。

11 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、203 千円の追加であります。この追加に関しましては、調整交付金というものがございすけれども、その算定の関係から対象費用につきまして一般会計の保険の関係と組み換えをしております。そのために 9 の旅費 73 千円増やしております。12 の役務費につきましては 46 千円増額をしております。11 の需用費の 20 千円減は執行残でございます。19 の負担金補助及び交付金につきましては 104 千円の追加でございますが、これは国保連合会の負担金としてコンピュータシステムの改修費用として追加をさせていただくものであります。2 の徴税費、目 1 賦課徴収費につきましては、補正額がございませぬけれども、財源振替の補正となっております。

款 2 保険給付費、17,813 千円の追加であります。これまでの 9 か月間の実績と今後の 3 か月の推計を元に今回追加補正させていただくものであります。項 1 療養諸費、14,105 千円の追加であります。その内訳といたしまして、目 1 一般被保険者療養給付費につきましては 13,603 千円、実績推計から追加をさせていただくものであります。目 2 退職被保険者等療養給付費、502 千円、項 2 の高額療養費については 3,708 千円、その内訳といたしまして、目 1 一般被保険者高額療養費につきましては 3,446 千円の追加、目 2 退職被保険者等高額療養費につきましては、262 千円、それぞれ追加をさせていただくものであります。

款 4 前期高齢者納付金等の関係につきましては、それぞれ 8 千円を減額するものであります。

款 6 介護納付金でございますが 96 千円の減となっております。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、2,545 千円の減でございます。これらの取扱事務につきましては、国保連合会にて一括して行っておりますけれども、全道レベルで再計算の結果、減となるものでございます。その内訳といたしましては、目 1 高額医療費共同事業拠出金、812 千円の減、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1,733 千円の減となるものでございます。

款 8 保健事業費、604 千円の減でございます。内訳といたしまし

ては、項 1 特定健康審査等事業費につきましては、411 千円の減、これにつきましては執行残ということであります。項 2 保健事業費、193 千円の減でございますが、この内訳として、目 1 保健衛生普及費、111 千円の減、目 2 疾病予防費、82 千円の減、それぞれ執行残でございます。

款 9 基金積立金でございますが、今回 6,346 千円追加をさせていただくものであります。今般、歳入歳出のバランスを取りながら追加をさせていただきます。

款 10 諸支出金につきましては 1,109 千円の追加でございます。これにつきましては、項 1 の過年度過誤納還付金となつてございますが、平成 21 年度の療養給付費に係る精算分として過大に受けてございましたのでお返しをするということにしております。

次に歳入、8 ページをお願い申し上げます。

款 3 国庫支出金、5,727 千円の追加であります。その内訳といたしまして、項 1 国庫負担金におきましては 6,712 千円、目 1 療養給付費等負担金につきましては 6,815 千円の追加ということであります。実績推計から、今般、現年度分につきまして 5,707 千円の追加、過年度分といたしましては平成 21 年度分ではありますが、先程申し上げましたとおり 1,108 千円を追加させていただくものであります。目 2 高額医療費共同事業負担金につきましては 264 千円の減、目 3 特定健康審査等負担金につきましては 161 千円の追加であります。これは現年度分でございます。項 2 国庫補助金につきましては、目 1 財政調整交付金で 985 千円減となるものであります。これは特別調整交付金の算定結果によって減になります。

款 4 療養給付費等交付金につきましては 674 千円追加させていただくものであります。実績推計によりまして現年度分におきまして 764 千円の追加、過年度分につきましては 90 千円の減となるものであります。

款 6 道支出金、9,682 千円追加させていただきます。内訳といたしまして、項 1 道負担金につきましては 103 千円の減、目 1 高額療養費共同事業負担金につきましては 264 千円の減、目 2 特定健康審査等負担金につきましては 161 千円の追加であります。これは現年度分でございます。項 2 道補助金、目 1 道財政調整交付金につきましては大きく 9,785 千円の追加であります。内訳といたしましては、普通調整交付金で 3,968 千円追加をさせていただきます。要因といたしましては医療費の伸びが増となったものであります。特別調整交付金につきましては 597 千円の追加でございます。

ますが、これは制度改正によって各町村負担となるものの補てんでございます。その他特別調整交付金につきましては 5,220 千円の追加でございます。この追加の要因でありますけれども、収納率が更別村の場合、特に高いということ、レセプトの点検がきちんと行われているということ、それから特定健診の受診率が高いということが評価をされて追加となったものであります。

款 7 共同事業交付金でございますが、項 1 共同事業交付金 6,689 千円の追加であります。内訳といたしましては、目 1 高額医療費共同事業交付金 10,375 千円、ここは大きく追加をさせていただくものでありますけれども、これにつきましては医療費が 800 千円以上かかっている方の件数が今年には特に増加をしたということで今般追加をさせていただくものであります。目 2 保険財政共同安定化事業交付金 3,686 千円の減でございますけれども、これにつきましては医療費が 300 千円から 800 千円の方は逆に減っているということでありますので、今般減額させていただくものであります。

款 9 繰入金、目 1 一般会計繰入金 513 千円減となるものであります。事務費の対象分といたしましては逆に 452 千円追加をするものであります。これは事業費負担としてルールに基づいて行うものであります。福祉医療無料化波及分といたしまして 328 千円の減、特定健康診査等事業分として 637 千円の減としてございます。

款 11 諸収入、目 1 雑入であります。41 千円の減となります。

これは特定健康診査受診料としては 96 千円の減、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては 55 千円の追加になります。

次に、診療施設勘定、歳出の 20 ページをお開き願います。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、2,611 千円の減でございますが、共済費、賃金、追加の部分もございまして、総じて執行残となるものを整理させていただいたものであります。

款 2 医業費、113 千円の追加、医業費につきましては、これまでの執行状況から補正をさせていただくものであります。項 1 医業費につきましては 1,203 千円の追加、目 1 医療用消耗器材費につきましては 811 千円の減、目 2 医薬品衛生材料費につきましては 3,976 千円の追加、目 3 医療委託料につきましては 50 千円の減、この中で 14 の使用料及び賃借料 132 千円の追加としてございますが、これは自宅用の酸素器械の借り上げとして増加した分であり

ます。目 4 寝具費につきましては、67 千円の減、目 5 医療用機械器具費につきましては 1,845 千円の減、これにつきましては今年度胃カメラ並びに浴槽の購入をしてございますけれども、事業費確定による執行残でございます。項 2 給食費、目 1 給食費、1,090 千円の減でございます。これは入院が少し減ってございまして、それに係る給食費につきましては減となるものであります。

次に歳入 18 ページをお願い申し上げます。

款 1 診療収入につきましては、入院収入が 91 千円の減、逆に外来収入につきましては 408 千円追加をさせていただきます。項 3 その他の診療収入につきましては 338 千円の減、それぞれ入院収入、外来収入の中の内訳につきましてはご参照賜わるものであります。

款 4 繰入金につきましては、目 1 一般会計繰入金の欄にございますように 42,377 千円減とするものであります。財源補てん分としては 41,727 千円、施設備品分につきましては 650 千円を減ずるものであります。これは一般会計繰入金の中に医師確保対策の委託金の繰入分が入ってございましたけれども、それにつきましては一般会計でご説明申し上げたとおり今般、過疎債があたるということでここを落として村債の方に増やしたということでございます。

款 7 村債につきましては、目 1 過疎対策債にありますように 39,900 千円追加をするものでございます。

次に 5 ページをお願い申し上げます。

地方債の補正であります。

過疎対策事業債につきましては補正前が 12,200 千円であったものが補正後は 39,900 千円を追加し 52,100 千円とするものであります。合計欄につきましても同じでございます。

なお、20 ページからの給与費明細書につきましては、お目通しを願うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2 番 高橋さん

12 ページの項 2 の高額療養費ということで、補正で 3,708 千円と出ていますが、これは毎年 3,000 千円台は出ているかなという気はしているのですけれども、高額医療費ということは 800 千円

議長

2 番高橋議員

を超えた医療費の分の村の手出しだと思っておりますけれども、概ね何人くらいおられるのか。

議 長
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

申し訳ありません。月単位で集計上げて手元の資料をおさえていたものですから、件数的には手元になくてお答えできないので後程お答えするという事によろしいですか。

議 長
2番高橋議員
議 長
保健福祉課長

2番 高橋さん

1年で補正額が3,708千円ということですよ。

真鍋保健福祉課長

予算の積算の積み上げの方法なのですが、月単位で当初では2,724千円あまりの12か月相当ということでございます。また今回補正にあたりましては3月診療分から11月診療分までの9か月の実績、また12月から2月の推計値をもって今回補正をさせていただいておりますが、補正後の月当たりの金額は3,011千円あまりということで補正予算を計上させていただいております。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成22年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第19、議案第30号、平成22年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第30号、平成22年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227千円とするものがあります。第2項については、お目通しを願います。

本会計につきましては、平成22年度限りで会計閉鎖するに伴い

まして、繰越予定額を一般会計に繰出しをし、処理するために精算行為のための整理となるものであります。

歳出6ページをお願い申し上げます。

款1 総務費、目1 一般管理費であります。86千円を減額するものであります。11の需用費として86千円、これにつきましては印刷製本費として減額いたします。

款3 諸支出金、目1 一般会計繰出金につきましては78千円を追加するものであります。余った分を一般会計に繰出しをするということでございます。もし、未払い等が出た場合は一般会計の方で今後は処理をしていくということにしています。

次に歳入5ページをお願い申し上げます。

款4 繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては86千円減額いたします。

款5 繰越金、目1 繰越金、78千円の追加であります。

これにつきましては前年度の繰越金として追加するものであります。

以上提案説明といたします。

ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成22年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、議案第31号、平成22年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 31 号、平成 22 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21,768 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 271,545 千円とするものでございます。2 項についてはお目通しを願います。これまで 9 か月の実績と今後 3 か月の推計によって今般補正をさせていただくものであります。

歳出 8 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費につきましては 304 千円の減であります。その内訳といたしまして項 1 総務管理費、目 1 一般管理費では 97 千円の減、これは執行残でございます。項 3 介護認定審査会 207 千円の減でございます。目 1 認定調査費につきましては 190 千円の減、これにつきましては件数は増えてございますけれども調査にあたっては職員による調査を増やしたということでございまして委託につきましては減となっております。目 2 認定調査会共同設置負担金につきましては 17 千円の減でございます。これは負担金決定による減でございます。

款 2 保険給付費、大きく 22,320 千円の減でございます。冒頭申し上げたとおり、実績推計によって今般大きく減額をさせていただくものであります。項 1 介護サービス等諸費につきましては 19,600 千円の減、内容につきましては居宅介護支援給付費につきましては 1,560 千円の減、法定施設サービス給付費につきましては 12,900 千円の減、福祉用具購入給付費 300 千円の減、住宅改修給付費 100 千円の減、地域密着型居宅介護サービス給付費 3,000 千円の減、地域密着型施設介護サービス給付費 1,740 千円の減としてでございます。項 2 介護予防サービス等諸費につきましては 646 千円追加をさせていただきます。特に要支援の 1,2 につきましては多くなっておりますのでこの部分に係るものについては増とさせていただくのであります。あと介護予防福祉用具購入給付費、介護予防住宅改修給付費につきましては、それぞれ減額をさせていただくものであります。項 3 高額介護サービス費、目 1 高額介護サービス費につきましては 966 千円の減であります。項 4 高額医療合算介護サービス費につきましては補正額は出てきませんけれども、財源振替の補正をさせていただくものであります。項 5 特定入所者介護サービス費 2,400 千円の減、これも実績、推計によって今般減額をさせていただくものであります。

款 3 地域支援事業費 619 千円の減、項 1 介護予防事業費につきましては 217 千円の減、その内訳といたしまして目 1 介護予防特

定高齢者施策事業費 170 千円の減、これにつきましては介護予防教室に係る分の執行残でございます。目 2 介護予防一般高齢者施策事業費 47 千円の減でございますが、これにつきましては、いきいき健康クラブ事業に係る執行残でございます。項 2 包括的支援事業・任意事業につきましては 402 千円の減でございます。

款 4 基金積立金、1,475 千円追加をさせていただきます。歳入歳出のバランスから判断いたしまして、今回積み増しを行うものであります。

歳入、5 ページをお願い申し上げます。

款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料 200 千円の減であります。現年度分として実績による減額補正をさせていただきますものであります。

款 2 使用料及び手数料につきましては、目 1 介護予防事業手数料にもありますように 103 千円の減、これにつきましても実績によるものでございます。

款 3 国庫支出金、1,658 千円の減、項 1 国庫負担金におきましては、目 1 介護給付費負担金にもありますように 4,437 千円の減であります。実績及び推計により減額するものであります。項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金につきましては 2,779 千円追加をさせていただきます。交付金の算定結果によりまして今般増額になるものでございます。

款 4 支払基金交付金につきましては 7,836 千円減額になります。実績及び推計により減とするものであります。

款 5 道支出金につきましては、目 1 介護給付費負担金にもありますように 4,772 千円減額するものであります。これにつきましても実績及び推計により減額をするものであります。

款 7 繰入金、7,263 千円減とするものであります。項 1 一般会計繰入金 3,428 千円の減、目 1 介護給付費繰入金につきましては 2,790 千円の減、目 2 地域支援事業繰入金 35 千円の減、目 4 その他一般会計繰入金 603 千円の減、これら介護サービス費が少なくなっておりますので、それぞれルールに従って減額をさせていただきますものであります。基金繰入金につきましては 3,835 千円減とするものであります。介護サービス費が減額になっておりますので当然、基金からの繰入金も減額するということにさせていただきます。

款 9 諸収入でございますが、目 1 雑入にありますように 64 千円追加をさせていただきます。これにつきましては介護予防事業参加料として、介護予防教室あるいはいきいき健康クラブの参加者

が増えていくということで追加をいたします。
 以上、提案理由とさせていただきます。
 ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議長 質疑の発言を許します。
 (ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
 これから議案第 31 号、平成 22 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 長 この際、暫時休憩いたします。(14 時 25 分)

議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(14 時 40 分)

議長 長 日程第 21、議案第 32 号、平成 22 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 岡出村長

村長 議案第 32 号、平成 22 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件であります。
 第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 639 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,845 千円とするものであります。
 歳出から説明申し上げます。
 6 ページをお願い申し上げます。
 款 1 水道経営費、目 1 水道管理費にありますように、それぞれ 639 千円を減額するものであります。今回の補正に関しましては執行残ということで整理をさせていただきます。
 続きまして歳入 5 ページをお願い申し上げます。
 款 1 分担金及び負担金、目 1 水道費負担金であります。給水工事の負担金の追

加であります。

款 4 繰入金、目 1 一般会計繰入金にありますように 815 千円減額をするものであります。歳入歳出のバランスを取って一般会計の繰入金を減ずるものであります。

7 ページからの給与費明細書等につきましては、お目通しを願うものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願いを申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 32 号、平成 22 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 22、議案第 33 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 33 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,125 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 181,480 千円とするものであります。以下、お目通しを願うものであります。

歳出、7 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費につきましては総体で 3,944 千円の減となるものであります。その内訳といたしまして、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は 331 千円の減、これは執行残によるものであります。項 2 施設管理費 3,613 千円の減とするものであります。目 1 下水道施

設管理費につきましては 2,016 千円の減、これにつきましては執行残によるものであります。目 2 農業集落排水施設管理費につきましては 106 千円の減、これにつきましても執行残でございます。目 3 個別排水施設管理費でございますが 1,491 千円の減、これにつきましても執行残でございます。

款 2 事業費 981 千円の減、目 1 下水道建設費におきましては 900 千円の減としてございます。今年度 3 か所の新設分を見ておりましたけれども、公共設置工事におきましては工事がなかったということで減ずるものであります。項 2 農業集落排水施設整備費、目 1 農業集落排水施設建設費につきましては 81 千円の減でございます。これは執行残でございます。項 3 個別排水処理施設整備費につきましては補正はございませんけれども、これは財源振替ということで補正をいたします。

款 3 公債費につきましては 200 千円の減でございます。内訳といたしましては、目 1 元金で 116 千円、目 2 利子におきましては 84 千円の減となるものであります。

次に歳入 6 ページをお願い申し上げます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金 734 千円の追加であります。内訳といたしましては、目 1 下水道事業分担金 280 千円の追加、目 2 個別排水処理事業分担金につきましては 454 千円の追加であります。それぞれ 2 年間で分担金については払っていただくことにしてございますけれども、それぞれ一括償還される方が多かったということで、それぞれ追加をするものであります。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料につきましては、350 千円の追加であります。目 1 下水道使用料につきましては 500 千円の追加、目 2 農業集落排水施設使用料につきましては逆に 150 千円の減となつてございます。これは実績に基づいて増減させていただくものでありますけれども、農業集落排水につきましては少し実績を下回っているということでございます。

款 3 繰入金につきましては、目 1 一般会計繰入金 6,209 千円減とするものであります。これは収支バランスから見て財源補てん分として減額するものであります。

次に 3 ページをお願い申し上げます。

債務負担行為の補正でございます。

それぞれ整備にあたって斡旋、融資とやっているわけですが、それぞれ今般、該当がなかったということで、落とさせていただくものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

議 長 ご審議方よろしくお願いを申し上げます。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議 長 質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これですべて討論を終わります。
これから議案第 33 号、平成 22 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 この際、日程第 23、議案第 34 号、平成 23 年度更別村一般会計予算の件から日程第 28、議案第 39 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長
議案第 34 号、平成 23 年度更別村一般会計予算の件から議案第 39 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件まで一括提案申し上げます。
初めに、平成 23 年度の各会計当初予算につきましては、本年 4 月執行の村長並びに村議会議員選挙の年にあたりますことから、骨格にて別紙にお示しの平成 23 年度更別村予算編成方針および概要にて編成をいたしたところでございます。
この予算編成方針及びのほか、一般会計予算資料、公共下水道事業特別会計予算資料を提出しているところでございます。
議案第 34 号、平成 23 年度更別村一般会計予算であります。
第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,426,516 千円と定めるものであります。第 2 条は地方債に係る規定でございます。第 3 条は一時借入金の規定でございます。一時借入金の最高額は 500,000 千円とするものでございます。第 4 条は歳出予算の流用に関する規定となっております。
前年度予算と比較が出来ますので、一般会計予算資料の 1 ペー

ジにて説明をさせていただきます。

歳入及び性質別経費調べでございます。

歳入合計で前年度比 6.9%減、254,471 千円減の 3,426,516 千円としたものであります。骨格予算編成のために前年度と比較いたしまして総体的に減となっておりますが、主な増減について説明をいたします。

村税に関しましては、大型施設が建設となってございまして、また個人所得の伸びを見込んで 6.7%増の 469,371 千円を見込んだものでございます。

地方交付税につきましては、国にて交付税総額が確保されまして、また出口ベースで増額となっていることから前年度並みが見込まれるものでございますけれども、選挙後の政策予算編成のための財源保留ということから当初にては、前年度比 7.1%減の 1,848,994 千円としたものでございます。

国庫支出金につきましては子ども手当の増額を見込んで 19.5%増の 122,779 千円を見込んでございます。

村債につきましては、過疎対策事業債のハード、ソフト合わせて 7 事業を想定いたしまして、前年度比 20.4%減、181,300 千円、また臨時財政対策債につきましては地方税法等の伸びから 36.2%減の 115,550 千円、合計で 27.4%減の 296,850 千円を見込んだものであります。

続いて歳出でございますが、人件費につきましては昨年、退職手当負担金について 3 年に 1 度の精算負担増がありましたけれども、本年度は平年ベースに戻りまして 19,312 千円減の人件費を計上いたしたところであります。

扶助費につきましては、子ども手当改正を見込み、前年度比 12,615 千円増の 152,413 千円としたものであります。

補助費等については、前年度までの企業振興促進補助の一部については補助期間を終えるものもございすることから 36,105 千円減の 470,972 千円としたものでございます。

普通建設事業費につきましては、既に決定の事業と選挙後の 6 月補正では影響が大きい事業以外、政策事業の計上見送りから 121,789 千円減の 258,858 千円としたものでございます。

繰出金につきましては、国保診療施設勘定にて医師確保に関する経費の一部を過疎対策債として借り入れする措置等を行うのを初めといたしまして、総体的に見直しにて 55,245 千円減の 402,980 千円としたものであります。

主な事業については予算資料の 2 ページから 4 ページにかけ、

また予算編成方針及び概要にてそれぞれお示しをいたしておりますのでご参照いただきたいと存じます。

また予算書の 166 ページからの給与費明細書、175 ページからの債務負担行為に関する調書、180 ページの地方債に関する調書にしましては、それぞれお目通しを願うものであります。

また消防費予算資料を配布いたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、一般会計の説明といたします。

次に、議案第 35 号、平成 23 年度更別村国民健康保険特別会計予算でございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 483,347 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 391,942 千円と定めるものでございます。

第 2 項以下につきましては、お目通しを願うものであります。

事業勘定、歳入歳出予算事項別明細書にて説明を申し上げます。188 ページをお願い申し上げます。

本年度予算に関しましては前年度比約 1% 増の 483,347 千円の予算としたものであります。若干、医療費の伸びを見込みまして歳出では保険給付費、後期高齢者支援金をそれぞれ増額をしております。

歳入につきましては、国民健康保険税 7.4%、11,106 千円の増を見込んだものであります。また交付金や国道支出金の増を見込む他、基金からの繰入金を増やして歳入歳出のバランスを図ったものでございます。

その他につきましては、お目通しを願います。

続いて診療施設勘定でございます。

218 ページをお願い申し上げます。

本年度は 3.0% 減の 391,942 千円としたものでございます。

診療報酬等につきましては、ほぼ前年度並みに見込んだものでありますけれども、前年度は胃カメラの購入、12,908 千円の予算措置があった関係上、前年度と比較いたしまして 12,063 千円減としたものでございます。

なお一般会計でもご説明をしてございますが、医師確保対策として家庭医療学センターの委託料の一部については過疎対策債の借入れを行うために一般会計からの繰入金につきましては前年度比 39,649 千円の減としたところでございます。

236 ページは給与費明細書でございます。これにつきましては、お目通しを願うものであります。

続いて 242 ページにつきましては、地方債に関する調書でございます。これにつきましてもお目通しをお願い申し上げます。

続きまして、議案第 36 号、平成 23 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

245 ページの事項別明細書をお願い申し上げます。

それぞれ前年度比 4.4%増の 41,465 千円としたものでございます。

医療費の伸びに伴う広域連合納付金増を見込んだの予算としたものでございます。

続いて議案第 37 号、平成 23 年度更別村介護保険事業特別会計予算でございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 287,732 千円とするものであります。サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,809 千円と定めるものであります。2 項以下につきましては、お目通しを願うものであります。

261 ページをお願い申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

それぞれ前年度比約 1%増の 287,732 千円としたものであります。介護サービス保険給付費の伸びを想定した予算としたところでございます。

次に 281 ページをお願い申し上げます。

サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ前年度比、31.5%増の 1,809 千円としたものであります。

新予防計画策定件数の増を見込んだ予算としたものであります。以下、お目通しを願います。

続いて、議案第 38 号、平成 23 年度更別村簡易水道事業特別会計予算であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 68,376 千円と定めるものであります。以下、お目通しを願うものであります。

290 ページお願い申し上げます。

前年度と比較いたしまして 24.8%増の 68,376 千円としたものでございます。この増に関しましては、南札内浄水場改修工事負担金の増が主な理由でございます。その財源といたしまして国庫支出金、村債の増を見込んだ予算としたものであります。

289 ページは地方債でございます。

それぞれ簡易水道事業債として 6,900 千円、それぞれ地方債を借り入れするという事で予算化をさせていただきました。

これらにつきましては、南札内浄水場改修工事負担金に係る地

方債でございます。

次に 304 ページをお願い申し上げます。

給与費の明細書でございます。

これにつきましては、お目通しを願うものでございます。

308 ページは、地方債に関する調書でございます。

これにつきましてもお目通しをお願い申し上げます。

続いて、議案第 39 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計予算であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 184,487 千円と定めるものでございます。第 2 項以下につきましては、お目通しを願うものでございます。

313 ページをお願い申し上げます。

それぞれ前年度比 7.4%減の 184,487 千円としたものでございます。

314 ページの歳出におきまして、特に公債費、前年度比 16,093 千円減となっておりますが、これは施設整備のため借入金の一部が償還完了となることから減となるものでございます。個別排水処理施設整備に関しましては、前年並みの 15 基の整備を予算化したものであります。本件に関して公共下水道事業特別会計予算資料を提出してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

311 ページをお願い申し上げます。

債務負担行為に係るものでございます。水洗便所改造等資金融資幹旋事務取扱手数料と水洗便所改造等資金融資幹旋事業に対する損失補償ということでそれぞれ債務負担行為を起こすものであります。

次のページをお願い申し上げます。

地方債でございます。

地方債につきましては、下水道事業債として 15,300 千円、過疎対策事業債として 8,500 千円、それぞれ起こすものであります。

次に 330 ページは給与費明細書でございます。

これにつきましては、お目通しを願うものであります。

続いて 334 ページをお願い申し上げます。

これにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

これにつきましてもお目通しを願うものであります。

336 ページをお願い申し上げます。

地方債に関する調書でございます。

これにつきましてもお目通しを願うものであります。

以上、議案第 34 号から 39 号までの提案説明とさせていただきます。

議長 ご審議方、よろしくお願いを申し上げます。
これで提案理由の説明を終わります。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議長 質疑の発言を許します。
質疑はありませんか。
議長動議。

2 番高橋議員 議長 2 番 高橋さん

2 番高橋議員 ただいま、議題となっております、議案第 34 号、平成 23 年度更別村一般会計予算の件から 議案第 39 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までは、なお慎重な審査の必要が認められますので、本議会に議長を除く全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。

(賛成の声あり)

議長 ただいま、2 番高橋さんから特別委員会設置の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の設置の動議は可決されました。

おはかりいたします。

議案第 34 号、平成 23 年度更別村一般会計予算の件から 議案第 39 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までは、地方自治法第 110 条第 1 項、第 2 項及び 4 項並びに委員会条例第 5 条及び第 7 条第 1 項の規定により、議長を除く全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これを付託し、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号から、議案第 39 号までは、議長を除

く全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

委員長と副委員長が互選されるまで、暫時休憩いたします。

(15時20分)

※予算審査特別委員会 (15時20分～15時30分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(15時40分)

次に予算審査特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されていますので報告します。

委員長に1番赤津さん、副委員長に2番高橋さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので報告済といたします。

議長

日程第29、意見書案第1号、地域医療存続のための医師確保に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番 松橋さん

6番松橋議員

地域医療存続のための医師確保に関する意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

幸いにして、本村は独自の対応により家庭医療学センターとの親密な連携により医師を確保し、地域医療体制を整えていますが、医師不足は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、地域医療が崩壊する危機的状況も生じています。医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足、医師不足からくる過酷な勤務状況、出張医勤務に多額な費用を要するなど、早急な解消対策が求められています。住民の安全と安心を確保するため、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備に当り、何よりもまず安定した医師の確保が必要です。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できる施策を国において緊急に講ぜられることを求め、別紙意見書を、高橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第 1 号、地域医療存続のための医師確保に関する意見書の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 1 号は原案のとおり可決されました。
おはかりいたします。
議事の都合により 3 月 10 日から 3 月 16 日までの 7 日間休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、3 月 10 日から 3 月 16 日までの 7 日間休会することに決定しました。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって、散会いたします。

(15 時 45 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 3 月 9 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎